

令和 8 年度 保育所等の保育料

(単位：円)

階層区分	定義	保育料 (月額)				
		3歳未満児 (R5. 4. 2以降生)		3歳以上児 (R5. 4. 1以前生)		
		標準時間	短時間			
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0		
B	1	市町村民税非課税世帯	0		0	
	2	市町村民税均等割課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯)	7,400		7,200	
	3	38,400円未満	9,100		8,900	
	4	38,400円以上 48,600円未満	10,100		9,900	
C	市町村民税所得割合計額	1	48,600円以上 51,000円未満		11,700	11,500
		2	51,000円 " 55,000円 "		12,700	12,400
		3	55,000円 " 60,000円 "		14,700	14,400
		4	60,000円 " 68,000円 "		16,700	16,400
		5	68,000円 " 78,000円 "		20,800	20,400
		6	78,000円 " 87,000円 "		24,900	24,400
		7	87,000円 " 97,000円 "		27,000	26,500
		8	97,000円 " 105,000円 "		31,100	30,500
		9	105,000円 " 115,000円 "		33,100	32,500
		10	115,000円 " 126,000円 "		35,600	34,900
		11	126,000円 " 135,000円 "		39,400	38,700
		12	135,000円 " 151,000円 "		41,600	40,800
		13	151,000円 " 169,000円 "	44,000	43,200	
14	169,000円 " 255,000円 "	51,400	50,500			
15	255,000円 " 301,000円 "	54,600	53,600			
16	301,000円 " 397,000円 "	63,600	62,500			
17	397,000円以上	66,800	65,600			

- ◎保育所(園)・認定こども園(保育認定)・小規模保育園などの保育料です。
- ・当該年度の4月1日時点の年齢で3歳未満・3歳以上の区分を決定し、年度末まで変更しません。
- ・4～8月分の保育料…令和7年度市町村民税額(令和6年中の収入等)
- 9～3月分の保育料…令和8年度市町村民税額(令和7年中の収入等)に基づいて決定します。
- ・原則、同一生計の父母の市町村民税額の合計額により算定しますが、父母の市町村民税額が一定基準を満たさない場合、同居の親族を算定に含む場合があります。
- ・保育料の算定に用いる「市町村民税所得割額」は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別控除、寄附金控除等)は適用されません。また、政令指定都市では、平成30年度から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、変更前の税率(6%)で算定します。
- ・保護者の市町村民税の課税状況が確認できない場合(未申告等)、最高額で算定されます。(C17階層)
- ◎ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯
- ・市町村民税所得割合計額が77,101円未満の場合、B2～B4階層は上記の金額から1,000円減額した額の半額、C1～C4階層は半額、C5階層は9,000円とします。また、市町村民税所得割合計額が77,101円未満で、生計を一にしている兄弟姉妹(年齢制限なし)がいる場合、2人目以降の子を無料とします。
- ◎多子世帯
- ・同一世帯の小学校就学前の児童が同時に2人以上保育所等を利用している場合、2人目の子を半額、3人目以降の子を無料とします。
- ・市町村民税所得割合計額が57,700円未満で、生計を一にしている兄弟姉妹(年齢制限なし)がいる場合、B2～C3階層は2人目の子を半額、3人目以降の子を無料とします。